

入会・会費・共同住宅・負担金に関する Q & A

愛宕第二町内会

《入会の手続き》

Q：町内会の 入会の手続き を教えてください。

A：所定の書式に下記項目を記入して、お近くの 町内会役員にお届けいただくか、FAXまたはメールで送信してください。

詳しくは、「入会のしおり」をご覧ください

①～③、⑩は必ず記入ください。④～⑩までは任意項目です。

① 名前（世帯主）

② 住所、マンション名と号室

③ 連絡先（電話番号、携帯電話、E-mail アドレス）

④ 生年月日（年齢）

⑤ 性別

⑥ 同居家族のお名前（いなときは「なし」）

⑦ 同居者の生年月日（年齢）

⑧同居者の性別

⑨同居者の続柄

⑩緊急連絡先

⑪ 利用希望のごみステーション番号

任意項目；災害時の活動や福祉活動、子どもの見守り活動などに必要です。可能な限りご記入をお願いします。

これらの「個人情報」は、厳重に管理し町内会活動以外には使いません。

《賃貸共同住宅の 町内会費について 》

Q：オーナー会員マンションとは何ですか？

A：共同住宅（1棟5戸以上）の所有者や管理者が町内会に加入している共同住宅。
負担金を年額＝1棟の総戸数×400円×80%×12カ月

Q：準会員マンションとは何ですか？

A：オーナー会員以外の共同住宅の所有者や管理者が街灯費等の負担相当額として納入している共同住宅。

負担金（1棟5戸以上）年額＝1棟の総戸数×200円×80%×12カ月

（1棟5戸未満）年額＝一律8,000円

Q：オーナー会員マンションの入居者ですが「町内会費」を支払う必要がありますか？

A：必要はありません。「入会手続き」が必要です。

Q：準会員マンションの入居者ですが、「町内会費」を払う必要がありますか？

A：必要です。年額2,400円（一般会員の半額）納入と「入会手続き」が必要です。

Q：私の入居しているマンションが、オーナー会員マンションか準会員マンションかを知りたいのですが？

A：「お問い合わせ」ページよりより当町内会におたずねください。

Q：共同住宅の入居者ですが、「町内会費」を払わなければなりませんか？

A：町内会は、そこに住む人たちが互い協力して安全で安心・快適な毎日を暮らすための助け合いの組織です。是非ご加入をお待ちします。

Q：町内会に加入できない事情がある場合は？

A：準会員として街灯の電気料などご負担金相当額として年額2,400円を銀行振り込みでお願いします。理由によっては減免できます。お申し込みください。

Q：負担金の2,400円の内訳を教えてください。

A：街灯の電気料金の1/2（1/2は市からの補助金）＋街灯設備の償却費などです。

《会費の納入方法》

Q：銀行振り込み以外の納金はできますか？

A：原則、銀行振り込み一回払いでお願いします。理由により相談に応じます。

《振り込み手数料》

Q：銀行振り込み手数料は？

A：町内会が負担します。

《転居した場合の払い戻し》

Q：転居した場合には払い戻しがありますか。

A：払い戻しはありません。

愛宕第二町内会ホームページURL：<http://atagodai2.com/>

お問い合わせ先

Eメール；info@atagodai2.com

電話&fax；32-5555